

小規模特別養護老人ホームのとがわ 施設サービス利用料金表

2018年4月1日～

1. 介護給付サービスによる費用

①基本施設サービス費（ユニット型個室 1日につき）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位数		644 単位	712 単位	785 単位	854 単位	922 単位
負担額の目安	(1割負担)	653 円	722 円	796 円	866 円	935 円
	(2割負担)	1,306 円	1,444 円	1,592 円	1,732 円	1,870 円

②介護給付サービス加算

区分内容		内容	利用料金			
			法定利用単位	負担額の目安 (1割負担)	負担額の目安 (2割負担)	
1日につき	初期加算	入所した日より30日間	30 単位	30 円	61 円	
	日常生活継続支援加算(Ⅱ)	新規入所者の総数のうち要介護4・5の者を70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者を65%以上、または痰吸引等が必要な者を15%以上受け入れ、入所者6名に対して介護福祉士を1名以上配置した場合	46 単位	47 円	93 円	
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	夜勤を行う介護・看護職員の数が1以上上回っている場合	46 単位	47 円	93 円	
	看護体制加算	(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置した場合	12 単位	12 円	24 円
		(Ⅱ)	常勤の看護師を2名以上配置し、かつ病院との連携により24時間連絡体制を確保している場合	23 単位	23 円	47 円
	栄養マネジメント加算	管理栄養士が入所者ごとに栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行い、定期的に見直しを行う場合	14 単位	14 円	28 円	
	口腔衛生管理体制加算/月	入所者に対する計画的な口腔ケアの充実を行った場合	30 単位	30 円	61 円	
	口腔衛生管理加算/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月4回以上行った場合	90 単位	91 円	183 円	
	経口維持加算(Ⅰ)/月	摂食機能障害を持ち、誤嚥が認められる者に対して、他職種が共同して経口維持計画を作成し対応した場合	400 単位	406 円	811 円	
	療養食加算/食	主治医の発行する食事箋に基づいて、提供される利用者の年齢・病状等に対応した療養食を提供した場合	6 単位	6 円	12 円	
標準負担額	排せつ支援加算/月	排泄障害等のため、排泄に介護を要する特別養護老人ホーム等の入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合	100 単位	101 円	203 円	
	褥瘡マネジメント加算/月 (3月に1回限度)	入所者の褥瘡発生防止を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合	10 単位	10 円	20 円	
	低栄養リスク改善加算/月	低栄養リスクの高い利用者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、当該入所者ごとの栄養状態、嗜好品を踏まえた栄養・食事調整等を行うなど、低栄養リスクの改善を行った場合	300 単位	304 円	608 円	
	再入所時栄養連携加算/回	医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	400 単位	406 円	811 円	
	看取り看護加算	看取り看護加算(Ⅰ)	死亡日以前4日以上30日以下	144 単位	146 円	292 円
		看取り看護加算(Ⅱ)	死亡日の前日及び前々日	680 単位	690 円	1,379 円
		看取り看護加算(Ⅲ)	死亡日	1,280 単位	1,298 円	2,596 円
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	合計単位数に対する加算率(8.3%)を掛けた金額の1割分	8.3%	1割分	2割分	

※自己負担分は、地域区分(単位数に10.14円)を乗じていますが、あくまでも目安です。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス（自己負担分）

①居住（滞在）に要する費用

区分	第4段階	利用者負担限度額認定証に記載している金額（注）		
		第3段階	第2段階	第1段階
居住に関する費用	2,500円	1,310円	820円	820円

※1日単位の料金です。

※外出・外泊・入院等で居室を空けておく場合、第1段階から第3段階の方は、6日間は利用者負担限度額をご負担願います。

7日目以降は、室料負担金として、1,970円（日額）のご負担となります。

第4段階の方は1日目より、1,970円のご負担となります。

②食事提供に要する費用

区分	第4段階 1,580円	利用者負担限度額認定証に記載している金額（注）		
		第3段階	第2段階	第1段階
食事提供に関する費用	朝 380円	650円	390円	300円
	昼 600円			
	夜 550円			
	おやつ 50円			

※個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費となります。

（注）利用者負担限度額について

利用者負担額	対象者	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯全員が住民税の非課税扱いの方 	<ul style="list-style-type: none"> ・老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者
第2段階		<ul style="list-style-type: none"> ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第3段階		<ul style="list-style-type: none"> ・上記2段階以外の方
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる方 ・本人が市町村民税を課税されている方 	

※市に申請することにより、要件に該当するかを判断され、該当者には認定証が発行されます。

③その他の費用

家電持ち込み費	持ち込みの家電製品1器具につき	50円/日
理美容代	ご希望の方（出張理美容サービスを利用します）	実費
その他	個人が必要な医療費、日常生活品日、特別行事等にかかる費用	実費